

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人桂久会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員で、事業の職員を兼務する者は、第4条第1項の規程は適用しない。ただし、職員俸給が第4条第1項に定める常勤役員の報酬額よりも低い場合はその差額を役員報酬として支給することを妨げない。
- 4 報酬については、勤務実態に即して支給することとし、その地位にあることのみによっては、支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤理事報酬表」に定めるとおりとする。

- 2 非常勤役員（監事を除く）の報酬は別表2「非常勤理事報酬表」に定めるとおりとする。

- 3 個々の監事の報酬は別表3「監事報酬表」に定めるとおりとする。
- 4 個々の評議員の報酬は別表4「評議員報酬表」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、研修等、又は法人の業務のために町外に旅行したときは、その旅行について職員の旅費規程に準じて費用弁償をする。

(支給日)

第6条 常勤役員の報酬の支払い等は、職員の給与規程を準用する。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬及び費用弁償については、必要の都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金等を控除して支給する。

(退職慰労金及び弔慰金)

第7条 退職慰労金及び弔慰金の支給については、内規により別途定める。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成18年9月1日より実施する

平成18年12月15日一部改正(表題、日当)

平成19年12月11日一部改正(表題、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条)

平成20年9月11日一部改正(第4条、第5条)

平成21年6月26日一部改正(第2条、第5条)

平成21年11月24日一部改正(第3条)

平成29年6月2日改正(社会福祉法改正による)

別表1 常勤理事報酬表

理事長	月額
常勤理事 (理事長をのぞく)	月額

別表2 非常勤役員（監事を除く）報酬表

理事会出席	日額
監事監査・入札等立会	

別表3 監事報酬表

理事会・評議員会出席	日額
監事監査	
評議員選任委員会出席	
入札等立会	

別表4 評議員報酬表

評議員会出席	日額
--------	----